

課税明細書の見方 (土地)

令和8年度から納税通知書・課税明細書の様式を国の標準仕様に準拠した様式に変更しました。

固定資産税・都市計画税(土地・家屋)課税明細書

所在地				通知書番号	
石川県野々市市〇〇〇丁目〇〇番地					
氏名又は名称				〇〇 〇〇	
区分	土地又は家屋の所在地	登記地積又は床面積(m)	建築年	固定	都市
登記地目又は種類・用途	現況地目又は構造	現況地積又は床面積(m)	現況階層	課税標準額(円)3	本年課税標準額(円)6
家屋番号又は共用土地の持分割合1	非課税地積又は床面積(m)	現況屋根	評価額(円)2	軽減税額(円)5	減免税額(円)7
備考				課税標準額(円)4	本年課税標準額(円)6
土地	〇〇〇丁目〇〇			軽減税額(円)5	減免税額(円)7
宅地		199.00			相当税額(円)9
宅地(住宅用地)		199.00	8,000,000		
		0.00			
				1,333,333	1,333,333
				0	0
				2,666,666	2,666,666
				0	0
					1,333,333
					18,666
					2,666,666
					5,333

所在地
土地の場所を表しています。
※住居表示とは異なります。

課税標準額
固定資産税・都市計画税を計算するための基礎となる額です。
この額に固定資産税は税率1.4%を乗じて、都市計画税は税率0.2%を乗じて税額を求めます。

本則課税標準額
負担調整措置を適用する前の課税標準額です。ただし、住宅用地は課税標準の特例を適用した場合の課税標準額です。

評価額
土地の評価額が表示されます。

地目
登記簿上の地目(上)と
1月1日現在の現況地目(下)が表示されます。

前年度課税標準額
前年度の課税標準額を表示しています。

相当税額
課税標準額に税率を乗じた税額です。
※端数処理の関係上、実際の税額とは一致しません

住宅用地の区分

- ・住宅用地
住宅用地に係る課税標準の特例措置※の対象となります。
- ・併用住宅用地
居住部分の床面積割合により特例措置が適用される土地の地籍が変わります。
- ・非住宅用地
住宅用地に係る課税標準の特例措置が適用されません。

※住宅用地に係る課税標準の特例措置について
住宅の用に供している土地については、その税負担を軽減するための特例措置により固定資産税・都市計画税の課税標準額が次の割合で軽減されます。

区分	固定資産税 課税標準額	都市計画税 課税標準額
小規模住宅用地 (住戸1戸につき200㎡まで)	評価額×1/6	評価額×1/3
一般住宅用地 (小規模住宅用地以外の住宅用)	評価額×1/3	評価額×2/3